

各 位

会社名 VALUENEX株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 中村 達生  
(コード番号 4422 東証グロース)  
問合せ先 専務取締役 CFO 鮫島 正明  
(TEL 03-6902-9833)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について2022年10月27日開催予定の第16回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

##### (1) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

##### (2) 場所の定めのない株主総会を可能とする変更

当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図ることで、株主様の利益を確保するため、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することができるよう、定款変更を行うものであります。

なお、本議案に基づく定款変更の効力は、2021年6月16日付で施行された、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)に基づき、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p><u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(株主総会の招集に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 定款第12条第2項の新設は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、<u>経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本附則第2条は、効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	

### 3. 変更の日程

定款変更承認株主総会  
定款変更の効力発生日

2022年10月27日（予定）

上記1.（1）：2022年10月27日（予定）

上記1.（2）：2022年10月27日または上記1.（2）に記載のとおり経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日のいずれか遅い日

以 上